

播磨町 こどもの権利条例

播磨町

いきる・そだつ・まもる・
こどもの権利条例



播磨町

2026年1月

「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの 権利条例」って？

こどもが安心して、幸せに過ごしながら成長できるはりま町にするための「ルール」です。おとなにも、こどもにも、こどもの権利を知ってもらい、みんなでこどもの権利を守っていくために、新しいルールを作りました。

播磨町に住む小学4年生から中学3年生までで応募してくれた「播磨町こども会議委員」15人がこのルールの名前の候補とルールの最初に書く「前文」を考えました。

そして、委員が3つに絞ったルールの名前は、町内の小学4年生から中学3年生までのこどもたちにどの名前がよいかを投票してもらい、いちばんたくさん投票のあった名前をこのルールの名前としました。



こどもたちの想い-前文①-

こどもたちがどうやって生きたいか、思っていることを書いています。



私たちは、播磨町に住むこどもです。

私たちは、日々の生活の中で、もっと自分の意見を聴いてほしい、もっと受け止めてほしい、もっと認めてほしいと感じています。また、もっと自由に、もっと学びたい、もっと自分らしくいたいと感じたりしています。

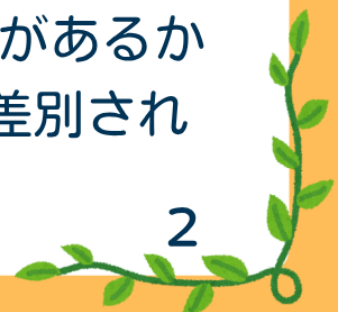
危険なことや悲しいことがあったときも、自分という個性が尊重され、心の安全が守られながら、快適に、安心して幸せに生きたいと思っています。

そして、よく食べて、よく遊び、よく知って、よく寝て、プライバシーも守られながら、自分らしく、将来の夢を実現したいと願っています。

私たちがもっとも大切だと考えるのは、一人ひとりが自分らしくあるために、個人として尊重されることです。これが保障されなければ、人は幸せに生きることが難しくなります。

私たちが考える「尊重」とは、他者の存在や価値、他者の人格を認め、他者の意見を大切に扱うことです。個人として尊重し合うことは、さまざまな問題を解決する上での基本であり、お互いに気持ちよく過ごせるための基礎でもあります。

また、個人として尊重されるためには、お金があるかないか、障がいがあるかないかなどによって差別されないことも大切です。



こどもたちの想い-前文②-

私たちは、一人ひとりが人格を持つ者として尊重されるために、私たちの意見や声をしっかりと聴かれることも、とても大事だと考えています。

私たちは、ここに、「こどもの権利」があることを確認します。

私たちには、個人として尊重される権利、差別されない権利、意見を自由に表明し、これを受け止めてもらう権利、学びながら成長する権利、自分にとってもっともよいことを共に考えてもらう権利などがあります。

この条例は、子どもの権利条約を踏まえ、私たちが持っている権利を改めて明らかにするとともに、私たちだけでなく、将来のこどもたちのために、こどもの権利が守られる播磨町になってほしいという願いを込めて、私たちが播磨町に制定を求めるものです。

この条例に書かれている内容は、家族、先生、地域の人々、町役場の人々など、播磨町に関わるすべての人たちに守ってもらいたいです。

また、こどもたち同士でも、この条例で定められた権利を互いに尊重し合うことが必要です。



こどもたちがもっている「権利」について、
どうしてほしいかを書いています。

こどもたちの思い-前文③-

播磨町には、おとなたちがこどもの権利を学ぶ機会をつくり、こどもたちが安心して暮らせるよう、危険な場所をなくすなどして、より一層安全なまちになってもらいたいです。

何よりも、こどもの意見を聴き、こどもも人格を持つ主体であることを尊重したまちになってほしいです。

また、誰もが孤独にならず、誰一人取り残されないまちになってほしいです。

さらに、こどもの最善の利益が守られ、意見を表明する権利、他者と関わりながら成長する権利、一人ひとりのペースに合った学習の権利だけでなく、休憩する権利や遊ぶ権利など、こどものさまざまな権利が守られるまちになってほしいです。

もし、こどもが自分の権利が守られていないと感じたときに、相談できる場所もつくってほしいです。そして、こどもの権利が守られているかを定期的に調査し、その調査結果を公表してほしいと考えます。

播磨町に、どうしてほしいかを書いています。



ルールの中には、こんなことが書いてます。

01 こどもって、何歳まで？

原則、0歳～17歳の人をいいます。

こどもは、心も体も成長している途中にあり、自分の力だけではできないことがたくさんあります。

そのため、18歳になるまでは「こども」として、その権利を守る必要があります。



02 権利って？

こどもたちが生まれた時から持っている次のことです。

【してもいいこと】

食べる、学ぶ、休む、など

【してもらえること】

教えてもらう、守ってもらう、など

【しなくてもいいこと】

危いことなどを無理にしなくていい、など



こどもには、「あそぶ権利」があります！

03 こどもの権利をまもるための ポイント

次の5つのことを大切にして、こどもの権利を守ります。

1. どんな理由があっても差別をしないで、人として大切にします。
2. こどもにとって一番よいことは何か、一番に考えます。
3. こどもの成長や発達を大切にします。
4. こどもの意見を聞き、その意見を大切にします。
5. 一人ひとりにあった支援をします。

こどもであるあなた自身に権利があるのと同じように、おともだちなどあなた以外の他の人にも権利があるよ。あなた自身の権利も周りの他の人の権利も大切にね！



04 播磨町で大切にしている 4つの権利



こどもは、たくさんの権利を持っていますが、その中でも、播磨町では次の4つの権利を大切にします。

1. 安心して生きる権利

- 命が大切にされ、愛情と理解をもって育ててもらえること
- どんな差別も受けないこと
- からだやこころに対する暴力を受けないこと

2. 自分らしく育つ権利

- 人と違うところがあっても、それが「その人らしさ」であり、誰もが人として大切に扱われること
- あそぶこと、休むことができること
- 安心してすごすことができる場所があること

3. 自分が守られる権利

- こどもであることを理由に、正しくない扱いを受けないこと
- こども自身に関する情報が勝手に集められ、使われないこと

4. 意見を表し、参加する権利

- 自分の気持ちや意見を表すことができ、それが大切にされること
- 社会に参加し、意見を表す機会がもらえること

05 こどもの権利はだれが守るの？

こどもの権利を守ることは、おとなの役割です。
すべてのおとなが、それぞれの立場から、こどもの
権利を守ります。

また、こどもが、自分の権利と他の人の権利を大切
にできるよう、おとなが協力して支えていきます。



みんなで作る
こどもまんなか・はりま

おとなが取り組むこと

- こどもが意見を言いやすく、社会に参加できるようにします
- こどもの意見を大切に扱います
- こどもが自分で考えて行う活動を応援し、支えます

播磨町が取り組むこと

- 播磨町が取り組んでいるこどもに関することに、意見を言える機会をもちます
- こどもの権利が守られていないと思ったときに、こどもたちが相談できるところをつくります
- 11月を「はりまこどもの権利月間」とし、たくさんの人に知ってもらう取り組みをします